

農薬散布には 細心の注意を！

本庁経済課 電話 0994-22-3034

支所経済課 電話 0994-25-2511

農薬散布については、これまで農薬取締法に基づき、病院、学校などの公共施設や住宅地、隣接する畑などに農薬の飛散がないよう努めてきたところですが、平成18年5月29日に施行されます食品衛生法上の「ポジティブリスト制」の導入に伴い、今後、より徹底した農薬の飛散防止が求められますので、これまで以上の注意をお願いします。

ポジティブリスト制って なに？

飛散したらどうなるの？

農薬については、人が一生涯毎日接種しても危害を及ぼさない量をもとに、残留基準が定められていましたが、これまで、すべての食品・農薬で設定されていませんでした。

ポジティブリスト制は、食品

衛生法で「食品の安全の確保のための基準を充実させ、もつて、国民の健康の保護を図る」ことを目的に残留基準をすべての食品・農薬などについて定め、その基準を超えた食品の販売などを原則禁止する制度のことです。

農薬散布は、いままでもなく農薬のラベルにある適用作物や、使用回数などの使用基準を守る必要がありますが、隣接した畑に他の作物が栽培されている場合もあり、飛散により目的以外の作物に農薬が残留する可能性があります。

しかも、農薬が飛散した農作物が出荷された消費地において、農薬残留分析が行われ、残留基準を超えた場合には、回収、廃棄、返品などが法的に指示され、違反品の流通を防止する措置がとられます。

何に注意すればいいの？

農薬の飛散を防止するためには、次のことを実施することが重要となります。

- 風向きや風力、周辺作物の種類、収穫時期、農薬の種類などに注意し、飛散しない条件で散布を実施する。

- ノズル、風力、散布圧などを十分調整して飛散のない状態で散布する。

- 薬液タンクやホース内の洗浄を行い、農薬残液の影響がないようにする。

- 隣接作物の栽培者などに「いつ、どのような農薬を散布する」などを予告・相談するなど、十分連携を図る。

- 隣接は場との境界空間を十分に確保し、網目の細かいネットやソルゴーなどで周辺を囲む。

- 粉剤や液剤、水和剤、乳剤などから、登録のある飛散しきい粒剤などに変更する。

- 農業以外の光反射シート、黄色蛍光灯の利用や残留基準の設定がない天敵、フェロモン、BT剤などの防除対策で代替する。

観光施設が営業開始！

本庁企画課 電話 0994-22-3032

支所地域振興課 電話 0994-25-2511

4月上旬から町内の観光施設が続々と営業を開始します。町内外の皆様のご利用をお待ちしております。

奥花瀬ニジマス釣場
■ 営業期間
4月1日から11月3日

料金 竿、餌（釣った魚1kg）
込み2,000円

問い合わせ先
奥花瀬ニジマス釣場

☎ 0994-25-3376



大滝の茶屋

■ 営業期間
4月1日から10月31日

■ 営業時間
11時から14時

■ 定休日
毎週月曜日

■ 問い合わせ先
大滝の茶屋

☎ 0994-21-2120

瀬々來樹館

■ 営業期間
4月28日から9月30日

■ 営業時間
11時から16時

■ 定休日
(夜は要予約)

■ 問い合わせ先
瀬々來樹館

☎ 0994-25-3883

